

# 静岡商工会議所ショッピングストリート

## 「産業フェアしずおか 2017」に出店しませんか？

36回目となる「産業フェアしずおか」では、今年も子供からお年寄りまで楽しめる様々な催しが企画されています。静岡商工会議所では今回も、同イベント内に企業出店コーナーを設置します。多くの来場者に自社商品を即売する絶好の機会です。是非奮ってご出店いただきますよう、ご案内申し上げます

### <事業概要>

日時：平成29年11月25日(土)・26日(日) 9:30~16:00

会場：ツインメッセ静岡(駿河区曲金3-1-10)

入場料：無料

~「産業フェアしずおか」について~

毎年11月最終もしくは12月最初の土曜日の2日間、ツインメッセ全館にて開催されています。地元の特産品(農産物・工芸品)の販売や飲食ブース、親子で楽しめる各種体験コーナーの他、人気キャラクターやタレントによるステージショーが行われ、昨年は2日間合わせて89,000人を超える来場者でにぎわいました。

### <出店概要>

募集企業数：30社 ※受付後、書類審査を行います。

募集商材：一般消費者向け商品(雑貨・衣料品・飲食料品等)

出店要件：両日出店が可能で、小規模事業者(卸・小売・サービス業:従業員5名以下)の方

審査加点：静岡市内に本社・本店を構える方、静岡の素材を使い静岡らしさをPRした商品・サービスを提供出来る方を優先します。 ※当所への入会状況は問いません。

出店料：物販・展示ブース 10,000円(税込)、飲食提供ブース 15,000円(税込)

☆ブースサイズ 間口 3.0~4.0m×奥行 2.0m(ブース種類により異なる)

☆ブース備品 長机(横幅 1.8m×奥行 0.45m)1台、折椅子2脚

背面・側面パネル・出店者名看板・電気設備(100V)

※飲食提供ブースとは保健所許可を要するブースです。

200V 電源およびガスの使用はできません。

申込方法：出店規約に同意の上、本出店申込書の必要事項に漏れなくご記入いただき、9月22日(金)までにHP、FAX、郵送にてお申し込みください。

提出書類：出店申込書、即売する商品に係る資料(カタログなど)

提出先：静岡商工会議所 中小企業相談所 静岡支所経営支援課

HP：で検索ください。

出店可否：9月29日(金)までにご連絡いたします。

お問合せは・・・

静岡商工会議所 中小企業相談所 静岡支所経営支援課

TEL:054-253-5113 / FAX:054-254-6713

# 販売促進・イベント出店支援事業

## 静岡商工会議所ショッピングストリート申込書

全て必須項目です。漏れなくご記入ください。

事業所名			
本社・本店所在地	〒 _____		
代表者名		担当者名	(役職: _____)
電話		FAX	
従業員数	名	※申込要件:小規模事業者(卸売・小売・サービス業…従業員 5 名以下、 製造・建設業…従業員 20 名以下)	
E-mail	_____@_____		
希望ブース	<input type="checkbox"/> 飲食提供ブース <input type="checkbox"/> 物販・展示ブース ※いずれか一つにシ点を付けてください。(保健所許可申請手数料は当会議所が負担)		
提供内容	※静岡の素材を使い静岡らしさを PR した商品・サービスは出店審査時加点対象です。		
電気設備	使用するワット数・機械の種類等詳しく記載してください。200V は使用できません。 100V 電源 _____ 口 、 合計 _____ ワット 使用機械 _____		

申込日 平成29年9月 \_\_\_\_\_ 日

上記の通り、出店を申し込みます。

なお、出店に際し出店要項を厳守し、主催者の指示に従います。

事業所名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_ 印

## **出店規約**

### 1. 出店申込及び本規約の効力の発生

所定の出店申込書に必要事項を記載し、又必要な資料を添付した上で静岡商工会議所(以降主催者)へ提出することによって、出店申込者として受け付けます。出店申込書が事務局で受理された時点で、出店申込者は本規約に同意したものととして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、出店者を決定し、出店申込者へ通知します。なお、主催者が出店者として適当でないと判断した場合、通知後であっても、主催者は出店の申込を拒否することができます。その際の判断根拠等は公表いたしません。こうした事由で出店できないことで生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。

### 2. 出店料の請求

出店決定の通知に合わせて、出店料の請求書を発行いたします。請求書に記載された期日までに指定銀行口座へお振込ください。支払期日までにお振込がない場合は、出店資格を放棄したものとみなします。なお振込手数料は出店者が負担するものとします。

### 3 出店キャンセル

出店決定の通知を受けた後の出店取消・解約は原則として認められません。出店者のやむを得ない事情により、出店の取消・解約をする場合、出店者は書面にてその理由を事務局へ提出してください。その際には、出店料全額に相当する金額をキャンセル料として申し受ける場合があります。

### 4. 基本出店にて事務局が提供するもの

以下のものが出店料に含まれます。

- ①基本仕様ブース【1 小間(飲食提供ブース:間口 3.0m×奥行 2.0m、物販・展示ブース:間口 4.0m×奥行 2.0m)・長机・折椅子・出店者名看板・100V 電源】
- ②基準時間内の会場使用料金、電気料、照明・空調費、出店者証、保健所許可にかかる申請手数料

### 5. オプション料金及び自社負担項目

下記項目については自社手配として、別途ご負担していただきます。

- ①自社小間内の搬出入費及び運営費
- ②独自のHP制作など広報・宣伝費
- ③自社機器及び対人傷害などの保険料
- ④会場設備・備品及び他社販売品・展示物等の破損、紛失弁償費
- ⑤放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係わる費用
- ⑥試飲・試食に係る一切の費用
- ⑦その他、通常出店料に含まれない費用とみなされるもの

### 7. 小間の位置

小間の位置については、出店内容などを考慮に入れ、主催者が決定します。

ただし出店状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出店者は主催者・事務局に対する異議申立てなら

びに賠償責任等を問う事はできません。全て主催者に一任されます。

#### 8. ブースの施工・装飾及び材料

ブースの装飾については一切行うことができません。

#### 9. 出店面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出店者及び出店申込者は、出店面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

また事務局の承認無しに、出店者以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。

#### 10. 出店者の行動

出店者は、出店者にふさわしい品位ある行動をとっていただきます。

ブース駐在員は常に出店者証を着用してください。またブースには常に最低1名は駐在してください。

#### 11. 本イベントの運営

主催者は本イベントの業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「出店規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。

出店者が「出店規約」に違反した場合、また主催者がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらずその出店者の出店を中止させることができます。なお、その際に生じた出店者及び関係者の損害については補償しません。

#### 12. 販売品の管理及び免責

主催者は各社小間内の管理は行いません。販売品の管理は、出店者の責任において行ってください。主催者は、販売品・展示品等の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

#### 13. 保険

会場への販売品・展示物等搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険については、各出店者で加入してください。

#### 14. 補償

出店者及びその代理人が他社の小間、事務局の運営設備またはイベント会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出店者の責任において行うものとし、主催者は一切責任を負いません。主催者は、天災地変等のやむを得ない理由で本イベントの全てまたは一部を中止・変更する事ができます。その為に生じた出店者及び関係者の損害については補償しません。

#### 15. 法的保護等

本イベントにおけるアイデアの模倣等に関するトラブルについて、主催者は一切の責任を負いません。出店内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護(産業財産権等の手続き等)については、出店者の責任において対応するものとします。出店内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出店者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。

## 16. 出店搬入・搬出と撤去

販売品・展示品等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細については、出店者説明会にてご案内します。会期中は事務局の承認無しに、販売品等を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。

販売品及び小間内の保守・清掃は、出店者の責任において行ってください。決められた撤去時刻までに撤去されない販売品や備品等は、出店者の費用負担にて主催者が任意に撤去・処分できるものとします。

出店者はそのことで生じた損害を、主催者及び事務局に請求することはできません。

## 17. 出店者提供素材

出店者は、主催者が指定した期日までに、求められた各種申請を提出してください。出店者が提出した素材は、本イベントに使用する目的の為、主催者が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただきました素材は返却いたしません。また出店者が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限り、これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出店者は自己の責任と費用負担のもとに解決することを保証し、主催者は一切の責任を負いません。なお事務局は出店者に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、及びライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

## 18. 飲食物

出店者による会場内での飲食の提供については、事前に事務局に届け出をしていただき、保健所・消防署等の指導の元で許可が下りたもののみ実施可能とします。

## 19. 報告書の提出

本イベント終了後に実施する、出店の成果に関する調査について、報告書を提出していただきます。

## 20. 出店募集要項及び出店規約の承認

すべての出店申込者(出店者を含む)及びその代理人は、本イベントの出店募集要項に記載された全事項及び本出店規約を承認したものといたします。主催者と出店申込者(出店者を含む)、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

## 21. 個人情報の取り扱い

出店申込書に記載した情報は適切に管理し、本イベントの運営及び、静岡商工会議所が開催する他のイベントの案内・照会のために利用する場合があります。

個人情報管理者: 静岡商工会議所 TEL: 054-253-5111(代表)